

## 人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

|      |                |
|------|----------------|
| 給与情報 | 令和3年12月17日     |
|      | 総務省給与能率推進室第12号 |

本日、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に関する事項について」、別添のとおり、内閣人事局より情報提供がありましたので、送付いたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかにご連絡いただくようお願いいたします。

※ 本情報はHP等で公表する情報ではないので、取扱いについては、十分にご留意ください。

※ 本件に関する照会は必ず給与能率推進室あてにお願いします。

内閣人事局及び人事院への照会は厳禁です。

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

令和3年12月16日

人事院事務総局給与局長 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に関する事項について

令和3年度の人事院勧告の取扱いについては、政府において、去る11月24日に「一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、令和3年8月10日に期末手当の改定に関する人事院勧告が行われたところであるが、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるものとする。なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとする。」ことなどを内容とする「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を閣議決定したところです。

つきましては、当該方針を踏まえた「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「改正給与法案」という。）の策定に当たって、別紙のとおり令和3年度の期末手当の改定に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととしたいので、その措置案について、貴職の見解を承りたく御検討願います。

改正給与法案において、令和3年度の期末手当の改定に相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行う措置について

1 今回の措置の適用者について

令和4年6月に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「一般職給与法」という。）に基づく期末手当を支給される者であって、令和3年12月に期末手当を支給されたものとする。

また、特別職の国家公務員等に関する法令においては一般職給与法の例により期末手当を支給することとされていること等を踏まえ、令和3年12月に防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）等の規定に基づく期末手当を支給された者であって、令和4年6月に期末手当が支給されるものも含めることとする。

2 令和4年6月期に支給する期末手当について

1の者の令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年8月10日の人事院勧告に基づく改正後の一般職給与法等により算定される額から、令和3年度の改定に相当する額（令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額）を控除した額とする。

令和 3 年 12 月 17 日

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 殿

人事院事務総局給与局長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に関する事項について（回答）

（対：令和 3 年 12 月 16 日付け閣人人第 852 号）

貴案の調整を行うための措置案については、下記のとおり令和 4 年 6 月期の期末手当に関する特例を設けることが適当と考えます。

記

1 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、(1)の基準額から(2)の調整額を減じた額とすること。

(1) 基準額：令和 3 年 8 月 10 日の人事院勧告に基づく改定後の支給月数により算定される期末手当の額

(2) 調整額：令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日における職員の区分に応じ、以下の割合を乗じて得た額

ア 再任用職員以外の職員

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(イ) 特定管理職員 107.5分の15

(ウ) 指定職職員 67.5分の10

(エ) 任期付研究員又は特定任期付職員 167.5分の10

イ 再任用職員

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる職員以外の職員 72.5分の10

(イ) 特定管理職員 62.5分の10

(ウ) 指定職職員 35分の5

2 1(2)の調整額が1(1)の基準額以上となるときは、期末手当は支給しないこととする。

3 令和3年12月に防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）その他の人事院規則で定める法令の規定に基づき期末手当を支給された者については、1(2)の調整額は、人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額とすること。

4 そのほか、本件措置に関し必要な事項は、人事院規則で定めること。

以 上